

2-4 応急修理制度

【基準額】

- ①大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯：59万5000円以内
- ②準半壊の被害を受けた世帯：30万円以内

【対象者】※熊本県HP上の記載

- ①大規模半壊の住家被害を受けた世帯又は半壊若しくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
- ②そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
- ③応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

※全壊の住家は原則応急修理の対象となりませんが、応急修理を実施することにより居住可能である場合は対象

※借家であっても、所有者が修理を行わず、かつ、居住者の資力をもってしては修理ができないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理可能

【応急修理の範囲】

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

- ・豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象
- ・内装に関するものは原則として対象外（例外あり）
- ・家電製品は対象外

⇒災害救助事務取扱要領（R2.5）79頁
「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQA」



【応急修理期間中の応急仮設住宅の使用】

応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができます。

- ・対象者は応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な者
- ・応急仮設住宅の入居期間は原則6か月。応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りにあらず。
- ・応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない

【手続き】

被災された市町村の窓口で申込み（詳細は各市町村で確認）

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR	工事例URL	工事例QR
0	熊本県 【20201001更新】	応急修理について		■申請期限：令和2年12月28日まで	健康福祉部 健康福祉政策課 すまい対策室 096-333-2818	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34424.html		https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/110899.pdf	
1	八代市 【20201119更新】		・り災証明の区分で「全壊」、「半壊」、「大規模半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ・なお「全壊」の場合、応急修理することで居住可能な場合は対象。	・市への相談なく修理業者へ依頼している場合、利用不可のおそれ。必ず事前相談を。 ・必要書類 災害救助法の住宅の応急修理申込書 資力に関する申出書 修理見積書 応急修理依頼書 応急修理実施連絡書 なお借家の場合は「借家の応急修理に係る所有者の同意書」	建設部営繕課 0965-33-4401	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00312981/index.html		http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00312981/312981_51025_u.p_auw0kcco.pdf	
3	水俣市	住宅の応急修理等の支援	住宅が大規模半壊または半壊もしくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯		都市計画課 0966-61-1621	https://www.city.namata.lg.jp/kiji0031927/index.html			
4	上天草市								
5	天草市 【20200825更新】	災害による住家被害により、り災証明書の交付（全壊、大規模半壊、半壊若しくは準半壊に限る。）を受けた住宅の、屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限の部分の応急的な修理について、天草市が業者に依頼し、修理費用についても市が直接工事業者に支払う（限度額内）制度	1 以下の①～③すべてに該当する者（世帯） ①大規模損壊、半壊、準半壊の住家被害 ②応急修理を行うことで避難所等への避難を要しなくなると思込まれること ③応急仮設住宅を利用しないこと 2 資力等の要件	・既に修理工事を依頼している場合は建設課に相談 ・申請前に工事が完了し支払済みの場合は対象外 ・申請書類 ①応急修理申込書、②被害状況に関する申出書、③資力に関する申出書（全壊・大規模半壊の場合は不要）、④修理見積書、⑤借家に係る所有者の同意書（借家の場合のみ）、⑥施工前の被害状況が分かる写真 ・なお、天草市ではり災証明書の添付は不要	建設部建設課 0969-32-6797	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0037232/index.html		https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0037232/37232_23179_up_3yp5zv.wg.pdf	
7	津奈木町 【20200727更新】				復興課管理班 78-3112	http://www.town.tsunagi.lg.jp/common/UploadFileOutput.aspx?c_id=3&id=2879&sub_id=1&fid=8004			
8	錦町 【20200724更新】	<錦町住宅リフォーム補助金（災害型）> ・応急修理費の限度額を超過した費用及び一部対象とならない修理費、被災住宅の立替等について20%の補助（限度額30万円）	・錦町に住民票があり居住している住宅が被災 ・罹災証明書が発行 ・年度内に工事を完了できる	・原則、申請・交付決定後の工事の着手。	地域整備課 0966-38-4949	http://www.nishiki-machi.com/docs/202007240018/			

12	相良村 【20201007更新】			<p>■期限 ①申請期限：令和2年10月30日 ②修理見積書の提出期限：令和2年12月28日 ③修理の完了期限：令和3年3月31日 ■提出場所：被災者生活再建窓口(役場村民ホール)</p>	総務課 0966-35-0211	https://www.vill.sagara.lg.jp/g/aview/910/1195.html			
16	あさぎり町 【20200908更新】			<p>■必要書類等：①応急修理申込書 ②被害状況に関する申出書 ③り災証明書 ④施工前の被害状況がわかる写真(施工箇所すべて) ⑤資力に関する申出書 ⑥修理見積書 ⑦その他町が求める書類</p>	商工観光課 0966-45-7220	https://www.town.asagiri.lg.jp/g/aview/952/14970.html		https://www.town.asagiri.lg.jp/d/?q=122192_filelib_d5f6d978ac42ccc66f942bb4953a0ece.pdf	
17	荒尾市 【20200803更新】			<p>■必要書類等 (①応急修理申込書②被害状況に関する申出書③資力に関する申出書④修理見積書⑤借家に係る所有者の同意書 等)</p>	住宅建設課 0968-63-1498	https://www.city.arao.lg.jp/g/aview/103/16791.html		https://www.city.arao.lg.jp/d/?q=79846_filelib_80d599157e7c8ca0c1674aff78cbdd4.pdf	
18	玉名市 【20201015更新】	住宅の応急修理の援助	り災の程度は、半壊以上	添付資料：り災証明書	総合福祉課 0968-75-1121	https://www.city.tanuma.lg.jp/g/aview/55/16777.html			
19	山鹿市 【更新日未記載】	住宅の応急修理の援助	<p>・令和2年7月豪雨により住宅が大規模半壊又は半壊若しくは準半壊の被害(り災証明書により判定)を受けたこと ・自らの資力で応急修理をすることができない世帯(うち対象要件を満たす世帯) ・被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な必要最小限度の部分の応急的な修理</p>	<p>・必ず被災住宅を撮影 ・既に修理が完了し業者への支払が完了している場合は対象となりません</p>	福祉課 0968-43-1170	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/maga.kumamoto.jp/www/contents/1595208176596/index.html			
26	小国町 【20200726更新】			<p>■相談窓口：小国町役場1階福祉課 ■必要書類等 (①応急修理申込書②住宅の被災状況に関する申出書③り災証明書④施工前の被害状況が分かる写真⑤修理見積書⑥資力に関する申出書⑦(借家の場合)借家に係る所有者の同意書⑧その他)</p>	福祉課 0967-46-2116	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/g/aview/244/1480.html		https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/d/?q=3107_filelib_37c363e723b370f38b6b09f53ab29bfc.pdf	